

令和4年度 主要事業評価シート

① 基本事項	計画コード	22050	事業名	成年後見サポート事業			
	事業手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助等 <input type="checkbox"/> その他( )					
	施策体系	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実		予 算 科 目	会計	01:一般会計
		基本施策	02:地域福祉力の向上			款	03:民生費
		施策の方向	02:安心して福祉サービスを利用できる環境づくり			項	01:社会福祉費
重点プロジェクト		-		目		01:社会福祉総務費	
事業期間	R 4 年度 ~ R - 年度	主な根拠法令等	成年後見制度の利用の促進に関する法律				

評価分類	A1
------	----

担当部署	
部	健康福祉部
課	地域福祉課 福祉総務G

② 事業概要 (P)	事業の必要性(経緯・背景等)	事業の対象(誰に、何に対して)	事業の目的(どのような状態にしたいのか)	事業の内容(どのような取組を行うのか)
	法に基づいた国の成年後見制度利用促進計画において、権利擁護に係る中核機関の設置が求められている中、本市においても、財産管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うしくみづくりが必要である。	知的障がい・精神障がい者、認知症高齢者、日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用者等、成年後見を必要とする人	成年後見等が必要な人の早期発見・早期対応に加え、親族後見人等への継続的なサポートを行える機関を設置することにより、その人らしく地域生活が続けられ、支え合う住民も、安心して暮らすことができるまちづくりを進める。	成年後見に係る地域連携ネットワークの核となる機関を設置し、市が事業全体の司令塔機能を有し、その進行を亀山市社会福祉協議会が担うことにより、成年後見に係る広報・啓発、相談支援、利用促進、後見人等への支援、法人後見の受任が可能な法人の確保等を行う。

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
③ 事業の実施状況 (P・D)	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の設置・運営</li> <li>○法福連携ネットワーク協議会設置・開催</li> <li>○受任調整会議の設置・開催</li> <li>○法人後見受任法人の確保・受任開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の運営</li> <li>○法福連携ネットワーク協議会の開催</li> <li>○受任調整会議の開催</li> <li>○法人後見受任法人の受任継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の運営</li> <li>○法福連携ネットワーク協議会の開催</li> <li>○受任調整会議の開催</li> <li>○法人後見受任法人の受任継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の運営</li> <li>○法福連携ネットワーク協議会の開催</li> <li>○受任調整会議の開催</li> <li>○法人後見受任法人の受任継続</li> </ul>		
	活動実績 (計画通り実施できたか)	事業のコーディネートを担う中核機関を社会福祉協議会に設置・運営した。家庭裁判所や弁護士会などと福祉分野の連携に向けた法福連携ネットワーク協議会や本人の実情に応じて最適な後見人等を選定する受任調整会議を設置・開催した。また、社会福祉協議会が、法人後見の受任機関として、受任を開始した。					
計画額	事業費	5,200千円	5,000千円	7,900千円	7,900千円	7,900千円	
		国・県支出金	3,240千円	3,300千円	4,720千円	4,720千円	4,720千円
		地方債					
		その他					
	一般財源	1,960千円	1,700千円	3,180千円	3,180千円	3,180千円	
決算額	事業費	4,314千円					
		国・県支出金	3,300千円				
		地方債					
		その他					
	一般財源	1,014千円					
①期間内事業費(R4-7)		28,900千円	②期間外事業費(R8-)	-	①+②総事業費	-	

(令和4年度予算額の内訳)

前年度からの繰越額	0千円
当年度の最終予算額	5,193千円
次年度への繰越額	0千円

指標名	説明等	種別	単位	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④ 指標 (C)	法福連携ネットワーク協議会の設置	活動		計画値	設置			
				実績値	設置			
成年後見制度利用支援事業の利用者数	利用支援・利用助成事業の利用者数	成果	件	計画値	6	12	18	24
				実績値	5			
法人後見受任機関の確保	法人後見業務を受任できる社会福祉法人の確保数	成果	法人	計画値	1	1	1	1
				実績値	1			

⑤ 成果 (C)	事業実施により得られた成果(誰に(何に)対してどのような効果があったか)
B	高齢者や障がい者に関係なく一元的に相談を受け付ける窓口の設置や市民及び関係機関向けに掲載情報を棲み分けしたチラシを作成し、周知・啓発を行うことにより、制度の利用促進につなげた。また、地域連携ネットワークのしくみづくりに向け、法福連携ネットワーク協議会や受任調整会議の設置・運営に加え、法人後見の受任機関を確保し、関係機関同士の連携強化を図った。
まずまず成果を得た	

事業の対象	事業の目的
知的障がい・精神障がい者、認知症高齢者、日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)の利用者等、成年後見を必要とする人	成年後見等が必要な人の早期発見・早期対応に加え、親族後見人等への継続的なサポートを行える機関を設置することにより、その人らしく地域生活が続けられ、支え合う住民も、安心して暮らすことができるまちづくりを進める。

(再掲)

⑥ 課題 (C)	事業の達成状況等を踏まえた課題事項
	法福連携ネットワーク協議会の受任調整会議では、後見人等を受任機関として選定できるのは、弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会・法人後見(社会福祉協議会)となり、今後、認知症高齢者など、制度の利用が必要と思われる人の増加が懸念される中、さらなる受任候補機関の確保に向けた取組が必要である。また、市民や介護支援専門員、相談支援専門員などの関係者に対し、当該制度を周知したものの、さらなる事業周知に向け、周知方法を工夫し、継続的に取り組む必要がある。

⑦ 事業の展開 (A)	方向性
	継続(現状維持)   現状どおり事業を継続する
	改善・見直し内容
	令和5年度で対応する(した)もの 市民や関係機関に対して成年後見サポート事業の内容を伝えるとともに、法福連携ネットワーク協議会に参画していただけるよう、東海税理士会等と意見交換するなど、新たな受任機関の確保に向けた取組を進める。また、成年後見制度の利用促進に向けたシンポジウムの開催準備を進める。
	令和6年度以降で対応するもの 新たな受任機関の確保を図るとともに、市民後見人等の養成に向けた検討を進める。

【履歴】	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成果判定	B			
事業展開	継続(現状維持)			

1次評価者	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務GL 梅田 全志
最終評価者	健康福祉部 地域福祉課長 小森 達也